第４号中「１時間763円」を「１時間776円」に改める。

附　則

この決定は、平成26年12月24日から効力を生ずる。

鳥取労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、鳥取県各種商品小売業最低賃金（平成20年鳥取労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 11 月 13 日

鳥取労働局長　河野　純伴

第４号中「１時間697円」を「１時間700円」に改める。

香川労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年香川労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 11 月 13 日

香川労働局長　加藤　敏彦

第４号中「１時間777円」を「１時間790円」に改める。

附　則

この決定は、平成26年12月15日から効力を生ずる。

愛媛労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年愛媛労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 11 月 13 日

愛媛労働局長　天野　　敬

第４号中「１時間778円」を「１時間792円」に改める。

附　則

この決定は、平成26年12月25日から効力を生ずる。

長崎労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金（平成20年長崎労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 11 月 13 日

長崎労働局長　小鹿　昌也

第４号中「１時間788円」を「１時間800円」に改める。

熊本労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年熊本労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 11 月 13 日

熊本労働局長　一瀬　壽幸

第４号中「１時間717円」を「１時間725円」に改める。

附　則

この決定は、平成26年12月15日から効力を生ずる。

熊本労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金（平成20年熊本労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 11 月 13 日

熊本労働局長　一瀬　壽幸

第４号中「１時間767円」を「１時間775円」に改める。

附　則

この決定は、平成26年12月15日から効力を生ずる。

熊本労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、熊本県百貨店，総合スーパー最低賃金（平成20年熊本労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 11 月 13 日

熊本労働局長　一瀬　壽幸

第４号中「１時間703円」を「１時間707円」に改める。

附　則

この決定は、平成26年12月15日から効力を生ずる。

最低賃金の廃止決定に関する公示

熊本労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第17条の規定に基づき、熊本県紡績業、ねん糸製造業、織物業、靴下製造業最低賃金（平成２年熊本労働基準局最低賃金公示第２号）を平成26年11月12日限り廃止する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 11 月 13 日

熊本労働局長　一瀬　壽幸

国土調査の成果の認証の公告

国土調査の結果作成された成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により平成二十六年十月二十四日付けをもつて認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十六年十一月十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　成果の名称

（一）平成二十四年度都市部官民境界基本調査図及び平成二十四年度都市部官民境界基本調査簿

（二）平成二十五年度都市部官民境界基本調査図及び平成二十五年度都市部官民境界基本調査簿

二　前項（一）に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　東京都三鷹市の一部

三　第一項（二）に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　茨城県大子町、埼玉県越谷市、千葉県習志野市、八千代市、芝山町、東京都杉並区、神奈川県鎌倉市、藤沢市、富山県高岡市、滑川市、入善町、静岡県静岡市、富士市、掛川市、滋賀県大津市、草津市、大阪府大阪市、豊中市、高槻市、寝屋川市、河南町、兵庫県首屋市、岡山県高梁市、徳島県徳島市、藍住町、高知県土佐市、宮崎県高鍋町の一部

国土調査の結果作成された成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により平成二十六年十月二十四日付けをもつて認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十六年十一月十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　成果の名称

平成二十五年度補助基準点測量網図及び平成二十五年度補助基準点測量成果簿

二　前項に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　群馬県館林市、岐阜県山県市、兵庫県加古郡稲美町、高知県高知市、安芸市の一部

公　告

諸　事　項

押収物還付公告の取消

横浜地方検察庁小田原支部検察官

下記の押収物還付公告は、取り消す。

記

平成26年６月10日官報（第6307号）12ページ４段掲載平成25年検第722号住居侵入、窃盗被疑事件（平成26年領第181号）

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第２項の規定により公告する。受還付人は、同条第３項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記

横浜地方検察庁小田原支部検察官

平成25年検第722号住居侵入、窃盗被疑事件（平成26年領第181号）　1. 指輪８個。2. 外国硬貨４個。3. ネックレス４本。4. ピアス３組。5. 小銭入れ３個。6. ギフト券入れ１枚。7. ギフト券５枚。8. ギフトカード１枚。9. 商品お取替券４枚。10. 現金10,700円。11. 古銭３個。12. 財布２個。13. 外国紙幣１枚